

水走地区・高井田地区の都市計画制度の活用にかかる進捗状況について

平成 28 年 5 月 25 日

- ・平成 28 年度第 1 回東大阪市都市計画審議会にて水走地区・高井田地区の都市計画制度の活用の検討について諮問し、以下のとおり答申があった。

1. 住工共生施策は東大阪市政において重要施策である事は明白であるが、都市計画手法の推進は土地利用に係る権利を制限する事となるため、計画策定にあたっては権利者はもちろんのこと、税務部局や農業委員会等の関係機関との協議を十分に重ね、実効性のあるものとされたい。
2. 都市計画手法による土地利用の誘導は、政策推進に不適切な建築物の制限をする事が中心となる事から、立地誘導の政策効果を高めるため、産業施策等の事業についても併せて検討されたい。
3. 高井田地区については、平成 22 年 4 月に高井田まちづくり協議会より約 83ha に亘る地域について地域ルールの法制度化に関わる要望書が提出されている。今回案は非常に限定的な地区設定であるが、まちづくり協議会や地域住民と意見を交わし、今後、高井田地区の中で積極的に展開できるモデルとなる様検討されたい。

～平成 28 年 8 月

- ・水走地区・高井田地区の都市計画案の作成（資料 2 - 2、2 - 3 を参照）

平成 28 年 9 月 1 日～23 日

- ・高井田地区の地区計画について原案の縦覧と意見書の受付
（東大阪市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づき実施）

平成 28 年 10 月 5 日～7 日

- ・水走地区・高井田地区にかかる地元説明会の開催

※平成 28 年 10 月 31 日に予定していた水走地区・高井田地区にかかる公聴会については、公述の申出がなかったため中止